

償却資産（固定資産）申告の手引き

平素は、本市の税務行政に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、償却資産の申告の時期がまいりましたのでご案内いたします。

提出期限：毎年1月末日

償却資産とは、会社や個人で事業をされている方（工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方等）が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等をいいます。

市内にこのような事業用資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月末日までに申告しなければいけません。

<問い合わせ先および申告書の提出方法>（HP 番号 4939）

○eLTAXでの提出：彦根市ではeLTAXによる電子申告が可能です。

○電子申請での提出：彦根市電子申請サービスによる申告書データの提出が可能です。

彦根市 電子申請

検索

○郵便での提出

〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市役所税務課資産税係

※申告書控えに受付印の必要な場合は、返信用の申告書・切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

○問い合わせ先および窓口での提出

彦根市役所 本庁舎1階 税務課資産税係（8番窓口）

TEL 0749-30-6138（直通）

※窓口での提出時に申告書類の控えはお渡ししませんので、控えが必要な場合は、必ずコピーをしてからご提出ください。

彦根市 償却資産

検索

※HP番号を彦根市ホームページ上で検索すると、該当ページを閲覧することができます。



新たに申告すべき資産を取得した場合に提出してください。

種類別明細書(増加資産・全資産)(草色刷)記入例

色付きの部分は必ず記入してください。

令和 年度		資産の種類		資産の名称等		数量		取得年月		取得価額		耐用年数		減価残存率		価額		課税標準額		増加事由		摘要	
所有者コード	資産コード	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	年号	年月	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	増加事由	摘要								
2				パケージェアコン	1	1R	29	1,500,000	3	0.919				1									
				パケージェアコン	1	1R	29	800,000	3	0.919				1									
				衛生器具設備	1	1R	29	500,000	5	0.929				1									
				公害防止設備(地下水浄化)	1	1R	24	800,000	5	0.815				1									
				パソコン	6	5R	22	800,000	4	0.781				1									
				カウンタ	6	1R	26	300,000	8	0.875				1									
					07					0				1									
					08					0				1									
小計																							
4700000																							
0																							

〈増加事由〉
該当する事由の番号を
○で囲んでください。
1:新品取得
2:中古品取得
3:移動による受入れ
4:その他

〈摘要〉
課税標準の特例が適用される資産、非課税資産、減免資産についてはその適用条件を記入してください。その他、価格の決定にあたって必要な事項を記入してください。

〈数量〉
資産の数量を記入してください。
〈取得年月〉
資産を取得した年号および年月を記入してください。
※年号
昭和...3(S) 平成...4(H) 令和...5(R)
〈取得価額〉
資産の取得価額を記入してください。
なお、消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記入してください。
〈耐用年数〉
「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に掲げる耐用年数を記入してください。

〈資産の種類〉
資産の種類は、1種から6種までを番号で記入してください。
1:構築物
2:機械及び装置
3:船舶
4:航空機
5:車両及び運搬具
6:工具、器具及び備品
〈資産の名称等〉
資産の名称(品名)、型式および規格等を記入してください。

〈小計〉
そのページの増加した取得価額の合計を記入してください。

注意①「増加事由」の欄は、1:新品取得、2:中古品取得、3:移動による受入れ、4:その他、のいずれかを入力してください。

申告済の資産が減少（売却、移動など）した場合に提出してください。

種類別明細書(減少資産)(赤色刷)記入例

所有者コード		年度		資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
第一	第二	第三	第四				年	月				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	
01	29	30	01	01	磁盤	1H	5	10	450,000	6	6	①	2	3	4	S社に売却
02	29	30	01	02	コンプレッサー	2H	5	10	200,000	6	6	①	2	3	4	〃
03	69	30	02	01	事務机椅子	2H	5	10	150,000	5	6	①	2	③	4	G社に移動
04	69	30	02	05	パソコン	3H	8	10	600,000	4	9	①	②	3	4	
05												①	2	3	4	
19																
20																
						小計	8		1,400,000							

種類別明細書(減少資産)(赤色刷)記入例

所有者名	株式会社 彦根機械工業
枚数	1 枚のうち
摘要	1 枚

〈摘要〉
当該資産が減少した事由に
ついて、売却先や移動先の
所在地、その他必要な事項
を記入してください。

〈資産の種類〉
資産の種類は、1種から6種までを番号で
記入してください。
1:構築物
2:機械及び装置
3:船舶
4:航空機
5:車両及び運搬具
6:工具、器具及び備品
〈抹消コード〉
入力不要です。
〈資産の名称等〉
減少・移動した資産の名称(品名)、型式およ
び規格等を記入してください。

〈数量〉
減少・移動した資産の数量を記入してください。
〈取得年月〉
資産を取得した年および年月を記入してください。
※年号
昭和...3(S) 平成...4(H) 令和...5(R)
〈取得価額〉
減少した資産の取得価額を記入してください。なお、
資産の一部が減少した場合、当該資産の減少した部分
に対応する取得価額を記入してください。
〈申告年度〉
当該資産について最初に申告した年度を記入して
ください。

〈減少の事由及び区分〉
該当する事由、区分の番号を
〇で囲んでください。
事由
1:売却
2:滅失
3:移動
4:その他
番号
1:全部
2:一部

〈小計〉
ページごとに減少した取得価
額の合計を記入してください。

色付きの部分は必ず記入してください。

注意 ※印欄は記入しないで下さい。

償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、彦根市内に土地および家屋以外の事業用資産（彦根市内で貸し付けている資産も含む）を所有している個人または法人

2 申告の方法

(ア) 申告書類と申告時の注意

- 手引き冒頭の記入例を参考に、①「償却資産申告書」②「種類別明細書」を記載のうえ提出してください。「償却資産申告書」の提出は必須です。
- 資産の増減に応じて、増加資産・全資産用、または減少資産用の「種類別明細書」を添付してください。申告すべき資産がない場合、および資産に増減のない場合は「種類別明細書」の提出は不要です。
- 窓口での提出時に申告書類の控えはお渡ししませんので、控えが必要な場合は、必ずコピーをしてからご提出ください。
- 郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、①返信用の申告書②切手を貼った返信用封筒、を必ず同封してください。

提出書類 申告区分	申告書	種類別明細書		留意点
		増加資産・ 全資産用	減少 資産用	
申告すべき資産がない方	○	×	×	申告書「18備考」欄の「該当資産無し」にチェックを入れる。
資産の増減がない方	○	×	×	申告書「18備考」欄の「資産増減無し」にチェックを入れる。
増加した資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に、前年中に増加した資産をすべて記入する。
減少した資産がある方	○	×	○	種類別明細書（減少資産用）に、前年中に減少した資産をすべて記入する。
廃業・移転された方	○	×	×	申告書「18備考」欄の「廃業・移転等」の該当する項目にチェックを入れ、その年月日を記入する。

(イ) 初めて申告をする方

P.6の「固定資産税における償却資産とは」を確認のうえ、1月1日現在、彦根市内に所有している償却資産について申告してください。

申告すべき資産をお持ちでない方は、「18備考」欄の「該当資産無し」にチェックを入れて、他の事項を記載のうえ申告書のみ提出してください。

(ウ) eLTAXによる申告をされる方

「eLTAX (エルタックス)」とはインターネットを利用して地方税の手続きを電子的に行うシステムで、対応ソフトを利用して自宅やオフィスなどから申告手続きを行うことができます。

詳しくはeLTAX ホームページをご確認ください。



地方税共同機構

(エ) 電子申請により申告書を提出する方 (HP 番号 3968)

彦根市電子申請サービスを利用して申告書の提出ができます。

市ホームページより「償却資産申告書 (Excel)」および「種類別明細書 (Excel)」をダウンロードいただき、必要事項を入力の上、電子申請サービスページにてデータの添付により提出してください。

キーワード検索にて「償却資産」と検索してください。

※サービスの利用にはメールアドレスが必要です。



彦根市
電子申請サービス

3 提出期限

法定申告期限は毎年 1 月末日です。

会計処理上、提出期限に間に合わないなどの場合は、ご連絡ください。

4 提出先

〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市役所税務課資産税係

5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料が科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。なお、課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

6 実地調査等のお願い

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査・帳簿調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。また、この調査に伴って申告内容に相違があることが確認された場合は遡って更正することがありますので、申告内容をご確認ください。

固定資産税における償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（減価償却費）が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの（法人税または所得税を課されない方が所有するものを含む）をいいます。

2 償却資産の種類

資産の種類		具体例
1. 構築物	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、外構、広告塔、舗装路面（駐車場舗装等）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備等
	建物 建物附属設備 （建築設備）	①プレハブ等の建物で、基礎がないまたは基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物等 ②自家用発電設備、受変電設備、屋外照明設備、給湯設備（局所的）、業務用設備（厨房設備、洗濯設備、動力配線等）、簡易間仕切、内装工事等
2. 機械及び装置		金属・印刷・縫製等の製造加工機械、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）、その他産業機械及び装置等
3. 船舶		客船、貨物船、油槽船、遊覧船、ボート等
4. 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5. 車両及び運搬具		大型特殊自動車、その他運搬車等（自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税客体となるものを除く）
6. 工具、器具及び備品		応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、コピー機、パソコン、ファクシミリ、陳列ケース、自動販売機、電話機、看板、ネオン、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

3 特に注意が必要な申告対象資産

- ア 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- イ 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- ウ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産だが、事業の用に供することができる資産
- エ 改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います）
- オ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産

- カ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付け業としている場合は、貸付先で事業用に使用されているか否かを問わず対象です）
- キ 美術品で、「法人税基本通達 7-1-1」等に規定されている減価償却資産として取り扱われている資産

4 リース資産の取扱い

リース資産はその契約内容により、申告すべき方が異なります。

通常の賃貸借契約によるリース資産は、リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、申告義務が貸主にあります。借主からの申告は不要です。

割賦販売にあたるようなリース（外見上賃貸借契約であっても、契約期間満了後に当該資産を借主に無償譲渡することになっている場合など）資産の場合は、申告義務は借主にあります。

5 少額資産の取扱い

地方税法の規定（法 341 条、令 49 条）により、「少額資産」にあたる場合は、償却資産の申告対象から除外されます。このことから、中小企業等の少額資産の特例（租税特別措置法）を適用して損金算入した資産は申告の対象となります。

少額資産とは…

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金もしくは必要経費に算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち取得価額が 20 万円未満のもの

取得時期	取得価額	法人		個人	
		国税	固定資産税	国税	固定資産税
〈法人〉 H10, 4, 1～	10万円未満	損金算入	申告対象外	必要経費	申告対象外
		一括償却資産3年償却	申告対象外		
		減価償却	申告対象		
〈個人〉 H11, 1, 1～	10万円以上 20万円未満	一括償却資産3年償却	申告対象外	一括償却資産3年償却	申告対象外
		減価償却	申告対象	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象	減価償却	申告対象
		減価償却	申告対象	減価償却	申告対象

6 建物附属設備・特定附帯設備の取り扱い

(ア) 自己所有家屋に取り付けられた建物附属設備は、固定資産税の取り扱い上、次のように

家屋と償却資産に区分して課税されます。

具体的な家屋と償却資産の区分については、別表<家屋と償却資産の区分表>の例示を参考にしてください。

家屋として区分されるため、申告の対象とならないもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備
償却資産として区分されるため、申告の対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格が強いもの

(イ) 特定附帯設備は法 343 条第 10 項および市税条例 54 条第 8 項の規定により、その設備の所有者であるテナント入居者に申告義務があります。

すなわち、家屋と設備等の所有関係が異なる場合は、当該設備等はすべて償却資産の申告対象となります。

特定附帯設備とは…

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けた電気・ガス設備や給排水衛生設備などの附属設備および内外装仕上げをいいます。

7 車両について

車両は大型特殊自動車申告の対象となります。ナンバープレートの分類番号が、0、00～09、000～099、00A～09Z、0A0～0Z9、0AA～0ZZ、または 9、90～99、900～999、90A～99Z、9A0～9Z9、9AA～9ZZ の車両が対象となります。

自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきものは対象外です。

8 国税との主な違い

項目	法人税・所得税	固定資産税
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(旧)定率法、(旧)定額法等の選択制度(平成28年3月31日以前取得) ・定率法、定額法等の選択制度(平成28年4月1日以降取得) 	定率法(固定資産税定率法) 固定資産評価基準に定められた減価率を用いる P.11の「減価残存率表」を参照
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます	認められません
特別・割増・即時償却(租税特別措置法)	認められます	認められません
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5

別表<家屋と償却資産の区分表>

設備の種類	設備の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
外構工事	外構工事	外構工事(舗装工事、門、塀、フェンス、植栽、自転車置場等)		◎		◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備(配線・配管を含む)		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎	
		屋内設備一式	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備 (工場等機械の動力源である動力配線)			◎		◎
		上記以外の設備、家屋と一体の設備一式	○			◎	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎	
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○			◎	
インターホン設備	集合玄関機等	○			◎		
	上記以外の設備一式	○			◎		
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○			◎		
火災報知設備	設備一式	○			◎		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)	○			◎	
		中央式給湯設備					◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事			◎		◎
		屋内の配管等	○			◎	
	衛生設備	設備一式(洗面器・大小便器等)	○			◎	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等			◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)等		◎		◎	
		上記以外の設備、家屋と一体の設備一式	○			◎	
	換気設備	特定の生産または業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、家屋と一体の設備一式	○			◎	
	厨房設備 洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備一式 (飲食店、ホテル等)			◎		◎
		上記以外の設備	○			◎	
その他設備		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置等、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、ゴミ処理設備、カーテン、ブラインド等			◎		◎

償却資産の評価

申告

毎年1月1日現在償却資産をお持ちの方は、その所有状況を1月末日までに申告していただきます。

↓
評価

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価格の減少（減価）を考慮し、償却資産の評価額を算出します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、定率法です。減価残存率については、次ページの減価残存率表を参照してください。

○ 前年中に取得された償却資産の評価

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times \text{前年中取得の減価残存率} \\ \left(1 - \frac{\text{減価率}}{2} \right)$$

○ 前年前に取得された償却資産の評価

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times \text{前年前取得の減価残存率} \dots (a)$$

※ただし(a)により求めた額が、取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額が価格（評価額）となります。

$$\left(1 - \text{減価率} \right)$$

↓
価格決定

毎年3月末日までに市長が価格を決定します。

【計算例】

取得価額 250,000 円、取得時期 令和6年10月、耐用年数3年の看板の評価額

令和7年度 = 250,000 × 0.732 = 183,000 円

令和8年度 = 183,000 × 0.464 = 84,912 円

令和9年度 = 84,912 × 0.464 = 39,399 円

令和10年度 = 39,399 × 0.464 = 18,281 円

令和11年度 = 18,281 × 0.464 = 8,482 円 < 12,500 円

※ 令和11年度は、取得価額の5%より小さくなりますので、評価額は12,500円となり、以降12,500円のままとなります。

償却資産の税額計算

償却資産の税額計算は以下のようになります。

$$\text{課税標準額（原則として評価額）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

免税点：課税標準額 150 万円

償却資産の特例措置

償却資産の課税標準額は、賦課期日におけるその資産の評価額ですが、課税標準の特例措置が適用されるものは、評価額より小さく算定されます。課税標準の特例の適用がある資産は、地方税法で定められております。

特例措置を受けるには、「課税標準の特例承認申請書」および各種添付書類の提出が必要です。詳細につきましては、彦根市ホームページをご確認ください。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	15	0.929	0.858	28	0.960	0.921
3	0.732	0.464	16	0.933	0.866	29	0.962	0.924
4	0.781	0.562	17	0.936	0.873	30	0.963	0.926
5	0.815	0.631	18	0.940	0.880	31	0.964	0.928
6	0.840	0.681	19	0.943	0.886	32	0.965	0.931
7	0.860	0.720	20	0.945	0.891	33	0.966	0.933
8	0.875	0.750	21	0.948	0.896	34	0.967	0.934
9	0.887	0.774	22	0.950	0.901	35	0.968	0.936
10	0.897	0.794	23	0.952	0.905	36	0.969	0.938
11	0.905	0.811	24	0.954	0.908	37	0.970	0.940
12	0.912	0.825	25	0.956	0.912	38	0.970	0.941
13	0.919	0.838	26	0.957	0.915	39	0.971	0.943
14	0.924	0.848	27	0.959	0.918	40	0.972	0.944

※減価残存率表は、申告書のうち種類別明細書（増加資産・全資産用）の減価残存率の欄に記入する際に用います。耐用年数に応じた減価残存率を記載してください。

主な償却資産とその耐用年数

第1種、第2種

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数		
1	構築物及び建物 附属設備	構築物	コンクリート路面・石敷き	15	工場緑化施設	7		
			アスファルト舗装	10	その他の緑化施設・庭園	20		
		建物 附属設備	ビジュアルマウス路面	3	街路灯（金属造のもの）	10	農業用ビニールハウス 骨格部分が	14 5 8
			ブロック塀	15	広告用のもの	20	金属造	
			金属造の塀	10	蓄電池電源設備	6	その他	
			可動間仕切り	3	電気設備	6	冷暖房・通風・ボイラー設備	
			簡易なもの	15	その他のもの	15	冷凍機の出力が2kw以下のもの	13
			その他のもの	15	消化・排煙又は災害報知設備	8	その他のもの	15
			屋外給排水・衛生設備	15	アーケード・日除け設備（金属製）	15	飲食料品小売業用設備	9
			屋外ガス設備	10	飲食料品卸売業用設備	10	宿泊業用設備	10
食品製造業用設備	10	倉庫業用設備	12	飲食店業用設備	8			
2	機械および装置	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	7	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	13	映画又は劇場用設備	11	
		農業用設備	5	石油又は液化石油ガス卸売設備（貯槽除く）	8	ボウリング場用設備	13	
		林業用設備	5	その他の設備	15	その他の設備		
		漁業用設備、水産養殖業用設備	6	自動車整備業用設備	5	主として金属製のもの	17	
		総合工用設備	6	教育業（学校教育業除く）又は学習支援業用設備	17	その他	8	
		金属製品製造業用設備	6	教育用シミュレータ設備	8	電気業用設備	17	
		金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製 ネームプレート製造業用設備	10	その他の設備	8	主として金属製のもの	8	
		その他のサービス業用設備	12	主として金属製のもの	8	その他	8	
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13	その他のもの	8	その他	8	

第3種、第5種、第6種

資産の種類	細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数	
3	船舶	モーターボート	ボート・ヨット	5			
		5	車両および運搬具				
6	工具、器具 および 備品	測定工具及び検査工具	治具及び取付工具	3	切削工具	2	
		金型					
		事務机・事務いす及びキャビネット	応接セット	接客業用のもの その他のもの	5 8	陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
		ベッド	ラジオ・テレビその他音響機器		5	冷房用又は暖房用機器	6
		その他の家具	電気冷蔵庫・洗濯機・その他電気ガス機器		6	電子計算機	
		接客業用のもの	カーテン・寝具等繊維製品		3	パソコン（サーバー用を除く）	4
		その他のもの	複写機・レジスター・ファクシミリ等		5	その他のもの	5
		その他	インターホン・放送用設備		6	カメラ・映写機及び望遠鏡	5
		電話設備その他の通信機器	時計		10	空操専用ドローン	5
		デジタルボταν電話設備等	試験又は測定機器		5	理容又は美容機器	5
		その他のもの	歯科診療用ユニット		7	消毒殺菌用機器	4
		金庫	調剤機器		6	スポーツ具	3
		手さげ金庫	パチンコ器		2	無人駐車管理装置	5
		その他のもの	自動販売機・両替機		5	その他の広告器具	10
		レントゲン機器等	移動式・救急医療用		3	その他のもの	5
その他のもの	看板・ネオンサイン						

※表中にない資産については、管轄の税務署、もしくは彦根市ホームページ掲載の「耐用年数表」にてご確認ください。

↓ 申告書送付時の宛名としてご利用ください。

〒522-8501
彦根市元町4番2号

彦根市役所 税務課資産税係 行

償却資産申告書在中

